第二十条の二第二項第五号中「中心市街地の活性化に関する法律」の下に「（平成十年法律第九十二号）」を加え、同条第十三項中「の第一号」の下に「の上欄」を加え、同条第二十三項第三号中「同法」を「土地区画整理法」に改め、同条第二十五項中「の期間内」を削り、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項の次に次の一項を加える。

26　法第三十一条の二第七項に規定する政令で定める場合は、第二十三項に規定する確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、財務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき同条第七項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により同条第三項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合とし、同条第七項に規定する政令で定める日は、当該予定期間の末日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日で当該確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の十二月三十一日とする。

第二十二条第四項中「この条」の下に「及び第二十二条の六第二項から第四項まで」を加え、「同項各号」を「法第三十三条第一項各号」に改め、同条第十八項中「同項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「同号」を「これらの号」に改め、同条第二十二項第二号中「同項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

23　法第三十三条第七項に規定する政令で定める日は、同条第二項に規定する取得指定期間の末日の翌日から起算して二年以内の日で代替資産の取得をすることができるものとして同条第七項の所轄税務署長が認定した日とする。

第二十二条の三第一項中「は、」の下に「同項の」を加え、「及び第二十二条の六第二項各号」を「並びに第二十二条の六第二項第一号及び第三号並びに第三項第三号」に改め、同条第二項中「及び第二十二条の六第二項各号」を「並びに第二十二条の六第二項第一号及び第五号並びに第三項第三号」に改め、同条第四項第一号中「第二十二条の六第二項第二号」を「第二十二条の六第二項第四号及び第三項第三号」に改め、同条第七項中「第二十二条の六第二項第二号」を「第二十二条の六第二項第六号及び第三項第三号」に改め、同条第九項中「この条」を「この項及び次項」に、「の同項」を「の同条第六項」に、「及び第二十二条の六第二項第二号」を「並びに第二十二条の六第二項第七号及び第三項第三号」に改め、同条に次の二項を加える。

11　法第三十三条の三第八項に規定する棚卸資産に準ずる資産で政令で定めるものは、雑所得の基因となる土地及び土地の上に存する権利とする。

12　法第三十三条の三第八項に規定する政令で定める部分は、同項の換地処分により譲渡した土地等（同項に規定する土地等をいう。以下この項において同じ。）のうち、当該換地処分により取得した代替住宅等（同条第八項に規定する代替住宅等をいう。以下この項並びに第二十二条の六第二項第一号及び第八号並びに第三項第四号において同じ。）の価額が当該価額と当該代替住宅等とともに取得した清算金の額又は法第三十三条の三第八項の保留地の対価の額との合計額のうちに占める割合を、当該譲渡した土地等の価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。

第二十二条の六第二項第一号中「法第三十三条の六第一項に規定する」を削り、「同項に規定する譲渡資産」を「法第三十三条の六第一項に規定する譲渡資産（以下この項において「譲渡資産」という。）」に、「割合を」を「割合を、」に、「若しくは換地取得資産又は対償取得資産」を「、換地取得資産、対償取得資産又は代替住宅等」に、「次号」を「次号、第三号、第五号又は第八号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　交換取得資産　第二十二条の二第一項に規定する割合を、譲渡資産の取得価額並びに設備費及び改良費の額の合計額（以下第二十五条の七までにおいて「取得価額等」という。）に乗じて計算した金額

第二十二条の六第二項に次の六号を加える。

三　換地取得資産　第二十二条の三第一項に規定する割合を、譲渡資産の取得価額等に乗じて計算した金額

四　変換取得資産　当該変換取得資産の価額が当該価額と当該変換取得資産と併せて取得した都市再開発法第百四条第一項（同法第百十条の二第六項又は第百十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の差額に相当する金額との合計額のうちに占める割合を、譲渡資産の取得価額等に乗じて計算した金額

五　対償取得資産　当該対償取得資産の価額が当該価額と当該対償取得資産と併せて取得した法第三十三条の三第二項に規定する補償金等の額及び都市再開発法第百十八条の二十四（同法第百十八条の二十五の三第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の差額に相当する金額との合計額のうちに占める割合を、譲渡資産の取得価額等に乗じて計算した金額

六　防災変換取得資産　当該防災変換取得資産の価額が当該価額と当該防災変換取得資産と併せて取得した密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四十八条第一項（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第四十三条又は第四十五条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の差額に相当する金額との合計額のうちに占める割合を、譲渡資産の取得価額等に乗じて計算した金額

七　変換後資産　当該変換後資産の価額が当該価額と当該変換後資産と併せて取得したマンションの建替え等の円滑化に関する法律第八十五条に規定する差額に相当する金額との合計額のうちに占める割合を、譲渡資産の取得価額等に乗じて計算した金額

八　代替住宅等　第二十二条の三第十二項に規定する割合を、譲渡資産の取得価額等に乗じて計算した金額

第二十二条の六第三項を次のように改める。

3　法第三十三条の六第一項ただし書の規定により代替資産等の取得価額とされる金額に加算する金額は、次の各号に掲げる代替資産等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　代替資産　法第三十三条の六第一項第二号に定める金額

二　交換取得資産　法第三十三条の六第一項第一号に定める金額に前項第二号に規定する割合を乗じて計算した金額及び同条第一項第三号に定める金額の合計額

三　換地取得資産、変換取得資産、対償取得資産、防災変換取得資産又は変換後資産　法第三十三条の六第一項第三号に定める金額

四　代替住宅等　法第三十三条の六第一項第一号に定める金額に前項第八号に規定する割合を乗じて計算した金額並びに同条第一項第三号に定める金額及び同項第四号に定める金額の合計額

第二十二条の七第二項中「又は機構（」を「又は」に、「緑地管理機構又は特定緑地管理機構（都市の低炭素化の促進に関する法律第四十六条第一項の規定により指定された特定緑地管理機構で都市緑地法第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものをいう。第二号において同じ。）のうち、」を「緑地保全・緑化推進法人（」に、「あるものをいう」を「あるものに限る」に、「同じ。）に」を「「推進法人」という。）に」に、「（機構」を「（推進法人」に改め、同項第一号中「機構」を「推進法人」に改め、同項第二号中「機構に」を「推進法人に」に、「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「都道府県知事の属する都道府県の区域内（当該機構が特定緑地管理機構である場合には、都市の低炭素化の促進に関する法律第四十六条第一項の指定をした市町村の長の属する」を「市町村長の当該」に、「）に存する都市緑地法」を「に存する同法」に改め、同項第三号中「機構」を「推進法人」に改める。

第二十四条の二第三項第二号中「前号ロ」を「同号ロ」に改め、同条第十二項第二号中「当該年の翌年十二月三十一日」を「同条第二項に規定する取得期限」に改める。

第二十五条第四項中「おける法第三十七条第一項」を「おける同項」に、「第三十七条第九項」を「第三十七条第十項」に、「同条第九項第一号」を「同条第十項第一号」に改め、同条第五項中「同条第九項の」を「同条第十項の」に、「同条第九項第一号」を「同条第十項第一号」に改め、同条第七項中「事務所又は」及び「、事務所」を削り、同条第十項中「第四号」を「第三号」に改め、同条第十一項中「第六号」を「第五号」に改め、同条第十二項中「第八号」を「第六号」に改め、同条第十三項中「第九号」を「第七号」に改め、同条第十四項中「第十号」を「第八号」に改め、同